

申請時必要書類一覧

	提出書類等	具体的な書類例	○→必須 △→場合により 必要	確認欄
①	支給申請書	・同封の様式1-1 ※ハローワークで求職登録を行った際に発行される求職番号を必ずご記入ください。	○	
②	申請時確認書	・同封の様式1-2	○	
③	本人・世帯確認書類	・住民票の写し（世帯全員が記載されている申請日から三か月以内のもので、個人番号が記載されていないもの）	○	
④	社会福祉協議会が実施する緊急小口資金および総合支援資金の初回貸付の利用が確認できる書類の写し	・緊急小口資金および総合支援資金の初回貸付の借用書（控）もしくは貸付決定通知書の写し ※ない場合は緊急小口資金および総合支援資金の初回貸付の借入状況が分かる通帳の写し及び様式1-3（申告書）	○	
⑤	世帯全員の収入が確認できる書類の写し	・給与所得者の場合は申請日の属する月（不明の場合は前月分、変動が大きい場合は直近3ヶ月分）の給与明細 ・個人事業主の場合は申請日の属する月の収入と経費が分かる帳簿 ・公的給付の決定通知書または振込通知書、直近の入金状況が分かる通帳の写し（年金は通帳の写し不可） ・申請日の属する月の入金状況が分かる通帳の写し	○	
⑥	世帯全員の金融資産が確認できる書類の写し	・通帳の写し、ネットバンクの残高確認画面（銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が分かるページと、申請日時点の残高が分かるページ） ※世帯員全員のお持ちの口座全ての分について必要 ※支援金の振込先確認にも必要	○	
⑦	生活保護の申請をしていることがわかる書類	保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）	△ ※生活保護を申請中である場合のみ	

※申請日時点で住居確保給付金を受給中の方は、住居確保給付金の決定通知書の写しを添付していただくと事務処理が円滑に行われます。（裏面の記載事項についてもご確認ください）

今後の生活の自立に向けて、申請日以降は下記の（１）・（２）いずれかの活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となりますのでご注意ください。

（１）公共職業安定所(ハローワーク)等に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
（具体的には下記①～③）

① 月 1 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。

または、郵便で生活状況等について報告をする。

② 月 2 回以上、公共職業安定所(ハローワーク)等で職業相談等を受ける。

③ 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

※応募は履歴書等を送付することまでを指し、電話問い合わせのみ等は不可。

※ ①～③の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします。

（２）就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと